

～確定申告書等作成コーナーで利用するID・パスワードの新規発行停止について～

国税庁は9月25日、e-Taxにより税務申告を行う場合のID・パスワード方式について、
使用するID・パスワードの新規発行を10月1日以降、停止する旨の発表を行いました。

- 現在、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxにより税務申告を行う
主な方法としては、
 - ① マイナンバーカード等を利用した「マイナンバーカード方式」のほか、
 - ② 税務署が本人確認を行った上で発行するIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方
式」があります。
 - ID・パスワード方式については、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応として
運用されておりましたが、マイナンバーカードの保有率が約8割となり、特に「マイナンバ
ーカード方式」を利用する方が増加している状況とのことです。
 - こうした状況も踏まえ、先般、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月
13日閣議決定）において、「マイナポータルとe-Taxの連携を更に充実させ、『書かない
確定申告』の実現を図るべく、その前提となるマイナンバーカードを用いたe-Taxの推進の
ため、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的なe-Tax促進策である『ID・パスワード
による申告』について、その廃止を含めた在り方を検討し、2025年度中に結論を得る。」
こととされました。
 - これを受け、マイナンバーカードを用いたe-Taxの利用をより一層進める観点から、令和
7年10月1日より、今後新たにe-Taxで申告される方へは「マイナンバーカード方式」を
ご案内することとし、「ID・パスワード方式」で使用するID・パスワードについては、新規
発行を停止することとなりました。
 - 今後、初めてe-Taxをご利用になる方は、「マイナンバーカード方式」をご利用いただく
こととなります。
 - 既に「ID・パスワード方式」の届出をされている方は、引き続き「ID・パスワード方式」を
ご利用いただけます。なお、今後の「ID・パスワード方式」に関する対応については、改めて
ご案内される予定です。
- (注) e-Taxをご利用いただくために必要な利用者識別番号(半角16桁の番号)の新規取
得やe-Taxへのログインは、引き続き可能です。